

一般社団法人 日本臨床神経生理学会 旅費支給に関する細則

(目的)

第1条 本細則は、一般社団法人日本臨床神経生理学会（以下、「本法人」という。）が支弁する、会務のための旅費、宿泊費について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 会務とは、理事、監事、幹事、及び学会に直接関係する各種委員会委員並びにとくに必要を認められた者が国内で行う学会のための業務をいう。

第3条 旅費は以下の場合に支給することができる。

- (1) 会員が本法人の理事会、委員会、セミナー等の業務のために国内で移動する場合
- (2) 本法人会員以外の者が、本学会の要請を受けて本学会の業務のために国内で移動する場合

(移動方法)

第4条 移動は、原則として公共交通機関を利用するものとし、遠隔地からの移動は鉄道または航空機を利用し、片道の所要時間が概ね4時間以内となる方法を選択するものとする。

(種類)

第5条 旅費の種類は以下の通りとする。

- (1) 運賃：鉄道運賃、航空運賃、船賃など移動に関する費用
- (2) 宿泊料
- (3) 日当：運賃の対象外となる移動経費に対しての固定支給費用

(出発地及び目的地)

第6条 運賃計算に関わる出発地と目的地は次のとおりとする。

- (1) 会員もしくは会員外の該当者の本務地の最寄りの鉄道（JR、私鉄）を出発地とする。
- (2) 業務に関わる勤務地の最寄りの鉄道（JR、私鉄）の駅を目的地とする。

(交通費の算定方法)

第7条 前条の遠隔地からの移動による交通費は、次の各号に掲げる方法で算定する。

- (1) 鉄道利用の場合は、主たる勤務機関の最寄り駅から会務を行う場所の最寄り駅までの往復普通運賃、往復特別急行料金（新幹線「のぞみ」の指定席料を含む）、および最寄り駅前後の交通費実費（10,000円を限度とする。）を合算したものとする。
  - (2) 航空機利用の場合は、前号に準じ、往復航空運賃ならびに空港までの往復交通費実費（10,000円を限度とする。）を合算したものとする。
  - (3) 航空運賃はエコノミークラス、鉄道運賃は普通席（新幹線の指定席を含む）を原則とする。
  - (4) 上記交通費については、できうる限り往復割引を使うことが望ましい。
- 2 前項に該当しない近距離（同一市町村内の片道50km未満の移動）の場合は、主たる勤務機関から会務を行う場所までの往復交通費、及び最寄りの鉄道駅と出発地、

目的地の移動のため、一律1日あたり3,000円を支給する。

(宿泊費支弁の基準)

第8条 宿泊費は、以下の各号に該当するときに支弁することができる。

- (1) 会務が2日以上に及ぶとき
- (2) 会務終了時に適当な交通機関の運行が終了しているとき
- (3) その他、必要と認められるとき

(宿泊費の算定)

第9条 宿泊費には、室料、税、サービス料を含むものとし、1泊につき20,000円を限度とする。

- 2 前項の宿泊に関しては、できうる限り交通費を含んだパック料金での予約を推奨する。

(旅費の支給・不支給、調整)

第10条 次の各号の場合は、旅費、宿泊費を支弁しない。

- (1) 年次学術総会に併せて行われる会務に出席する場合
  - (2) この法人と密接な関係がある学会等の学術集会等に併せて行われる会務に出席する役員等が、当該学会等の会員である場合
  - (3) 他の団体等の組織より旅費の支給を受ける場合
  - (4) 会員が旅行する場合
- 2 同一日又は連続する日に行われる複数の会務に出席したときは、会務の量にかかわらず1回とする。
  - 3 本学会員以外の者の場合の謝金は、「外部委員招聘に関わる細則」による。

第11条 旅費支給額の調整が必要な場合は、財務理事が決定する。

第12条 旅費や宿泊費の支給については、領収書を提出することを必須とする。

- (1) 上記に加えて、航空機使用の場合には搭乗券などの搭乗したことを証明するもの、宿泊を含むツアーを使用した場合には旅程表を提出する。

(食事等)

第13条 必要に応じて会務に従事している役員等に食事を提供することができる。ただし、食事をする場所は会務を執行している場所とする。

(支出財源)

第14条 本旅費および宿泊費は、原則として学会から支出するが、参加者から別途費用を徴取している会務については、徴取した費用を財源とする。

(会則の変更)

第15条 この細則の変更は、理事会の承認を必要とする。

附則

1. 本規則は、2024年9月1日より施行する。
2. 従来の「日本臨床神経生理学会 旅費規定」は廃止する。